

第1章	総則	1
第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針	2
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第2章	災害予防計画	5
第1節	モニタリング等	5
第2節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	5
第3節	災害情報の収集・連絡活動	5
第4節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	6
第5節	原子力防災に関する訓練の実施	6
第3章	災害応急対策計画	7
第1節	基本方針	7
第2節	災害対策本部の編成及び事務分掌	7
第3節	情報の収集・連絡活動	9
第4節	モニタリング等	10
第5節	健康被害防止対策の実施	11
第6節	住民等への的確な情報伝達	11
第7節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	12
第8節	緊急輸送活動	14
第9節	飲料水・飲食物の摂取制限等	14
第10節	県外からの避難者受け入れ活動	15
第4章	災害からの復旧・復興	17
第1節	放射性物質による汚染の除去等	17
第2節	各種制限措置の解除	17
第3節	緊急時モニタリング（第2段階）の実施と公表	17
第4節	風評被害の軽減	17
第5節	健康相談体制	17
第5章	核燃料物質輸送事故災害への対応	18
第1節	原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応	18
第2節	警察及び消防機関の対応	18

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を講じて、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害を言う。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。

第3 計画の性格

この計画は、「駒ヶ根市地域防災計画」の「原子力災害対策」として、原子力災害に 対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画（原子力災害対策）に定めのない事項については、「駒ヶ根市地域防災計画（共通対策編及び震災対策編）」による。

第4 計画の修正

防災に関する学術的研究の成果や災害状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも当市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえて、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

市は、原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び原子力事業所等からの情報収集並びに県との連絡体制を確保し、住民等への情報伝達体制、モニタリング体制、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等の原子力災害に対応した防災対策の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を行う。

2 県

市町村を包括する広域的地方団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、電子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務

1 市

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関するすること。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (3) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリングという。」等に関すること。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (5) 農林畜産物の採取及び出荷に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

2 県

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関するすること。
- (2) 所在県及び本県に隣接する県との連携に関すること。
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣に関すること。
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) モニタリング等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜産物の採取及び出荷に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。
- (12) 汚染物質の除去等に関すること。
- (13) その他、原子力防災に関すること。

3 原子力事業者

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に協力すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害予防計画

市は、災害発生時における放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう平常時から原子力防災の情報を収集するとともに、住民に対し知識の普及及び啓発を図る。

第1節 モニタリング等

市は、県と相互に連携を図りながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。(生活環境班)

第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 第1 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等について協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- 第2 市は、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て退避所及び指定避難所とするよう努める。

第3節 災害情報の収集・連絡活動

市及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。(地域保健班)

第4節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に関する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者の協力を得て、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。(危機管理班、関係各班)

第1 放射性物質及び放射線の特性に関すること

第2 原子力災害とその特殊性に関すること

第3 放射線による健康被害、放射線防護に関すること

第4 原子力災害時に市・県等が行う対策（対応）に関すること

第5 原子力災害時の避難形態（屋内退避、避難）に関すること

第6 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5節 原子力防災に関する訓練の実施

市は、駒ヶ根市総合防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。(危機管理班)

第3章 災害応急対策計画

市は、災害発生時における放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう平常時から原子力防災の情報を収集するとともに、住民に対し知識の普及及び啓発を図る。

第1節 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 災害対策本部の編成及び事務分掌

原子力災害発生のおそれのあるとき又は災害が発生したときは、その状況のレベルに応じた活動体制をとる。

第1 警戒本部の設置

1 設置基準

市長は、次に掲げる場合警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

- (1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 組織

本部長：副市長 副本部長：総務部長 本部員：関係部課長等

3 所管事務

指示の徹底及び各部課の情報交換・対応を行う。

4 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 体制

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、そのおそれがあるとき。	4	全職員	災害対策本部の設置 (＊県が災害対策本部を設置した時点で、市は災害対策本部を設置する。)

3 組織及び事務分掌

本地域防災計画 共通対策編 第3章 第1節 第2「駒ヶ根市災害対策本部の各対策部、班及び事務分掌」に準じるほか、次の表による。

部	班(課)	事務分掌
総務対策部	総務班 危機管理班	1 市職員の被ばく管理に関すること 2 避難所(市域外)の確保に関すること。 3 市域外避難時の避難車両の確保及び輸送に関すること。 4 避難経路の確保、避難誘導に関すること。
民生対策部 教育対策部	生活環境班 子ども班	1 平常時の放射線モニタリングの実施及びデータの管理に関すること。 2 緊急時モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 3 放射性物質による汚染調査に関すること。 4 県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

民生対策部	福祉班 地域保健班	1 災害時要配慮者の安否確認に関すること。 2 緊急被ばく医療に関すること。
産業対策部	農林班	1 農林畜産物の出荷制限に関すること。 2 農林畜産物の摂取制限に関すること。 3 県の実施する放射能濃度測定に対する協力に関すること。
建設対策部	上下水道班	1 水道水に関する放射性物質検査に関すること。 2 下水道汚泥等に関する放射性物質検査に関すること。 3 県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

第3 国の職員及び専門家等の派遣要請

市は、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて安全規制省庁に専門家の派遣、又は原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。(危機管理班)

第4 災害対策本部の閉鎖基準

- 1 市内において、屋内退避又は避難の必要がなくなったとき
- 2 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき

第3節 情報の収集・連絡活動

第1 情報収集

- 1 原子力発電所で特定事象が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集を実施し、市内への影響について判断する。
- 2 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ市職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行う。

- 3 長野地方気象台から原子力事業所の事故発生時の気象情報を収集し、気象の影響による放射性物質の拡散状況を把握し、避難実施要領に反映する。

第2 通信手段の確保

- 1 市及び県は、必要に応じ情報連絡のための手段を確保する。
- 2 市は、必要に応じ電気通信事業者に対して、市、県、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第4節 モニタリング等

第1 情報収集緊急時のモニタリング

- 1 市は、原子力事業所の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング（第1段階）を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また、防災関係機関に必要に応じ連絡する。（生活環境班）

2 緊急時モニタリングの実施要領

区分		内容	測定箇所
緊急時モニタリング	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の事故の直後から開始 ・正確性より迅速性を重視 	市役所 中沢支所 東伊那支所
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況がある程度予測できて、放射線の放出が停止又は減少しているとき ・正確性を重視 	市役所 中沢支所 東伊那支所 赤穂中学校 東中学校

- 3 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射性濃度の測定

- 1 市は、県が実施した放射能濃度の測定（水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等）の結果を、住民に速やかに公表する。
- 2 市は、県が実施した放射能の測定が円滑に行われるよう協力する。また必要に応じて放射能濃度の測定を有する機関等に測定を依頼する。

第5節 健康被害防止対策の実施

市及び県は、人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故により、放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

第2 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

第3 情報提供の留意事項

- 1 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。
- 2 災害時要配慮者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。
- 3 状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

第4 風評被害の未然防止

市は、報道関係の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子

力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

第5 住民からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避・避難誘導

- 1 市は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避、避難に関する指示があった場合、住民の生命、身体を災害から保護するため又は災害の拡大を防止するため、住民等に対して屋内退避又は避難の勧告・指示を行う。
- 2 避難指示等を行う場合は、原子力災害発生情報の分析を行うとともに、気象状況を把握し、避難実施要領（国民保護計画 避難実施パターン参照）を策定し、住民に正確な情報及び避難等の方法を明確に伝達して、心理的な動揺、混乱の防止を図る。
- 3 避難経路の選定の当たっては、風向き等の気象状況を十分考慮するとともに、要所に避難誘導員を配置し住民を迅速に避難させる。
- 4 退避・避難のための立ち退きの指示等を主とした場合は、警察、消防、消防団、自主防災組織等と協力して住民等の退避・避難の状況を的確に把握する。
- 5 指定された避難場所以外で、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家については、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意を得た上で、退避所又は避難所として開設する。

6 屋内退避・避難の形態

区分	判断基準
屋内退避（応急避難）	1 屋外に移動するより、屋内に留まる方が安全と判断される場合 2 時間的に余裕がない場合 3 外気との接触が危険な場合
市域内の避難	1 危険が予測される場合 2 その場に留まっていた場合は危険な場合
市域外の避難	1 広範囲に危険が予測される場合 2 市域内に留まっていた場合は危険な場合

7 屋内退避及び避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

8 避難誘導における優先順位は、放射線の影響を受けやすい者を優先し、次の基準とする。

- (1) 乳幼児（保護者を含む。）、保育園児等（保護者を含む。）、妊婦
- (2) 小中学生、高校生
- (3) 40歳以下の住民
- (4) 上記以外の災害時要配慮者（支援者を含む。）
- (5) 上記以外の者

第2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対し避難先の調整及び輸送ルート調整を要請する。

第3 避難所の開設・運営

本防災計画 共通対策編 第3章 第11節に準じる。

第8節 緊急輸送活動

本防災計画 共通対策編 第3章 第9節に準じるほか、次による。

- 1 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して、人員、車両等の支援を要請する。
- 2 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- 3 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察から交通情報の提供を受ける。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

市又は水道事業者は、国及び県から指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を行う。

第2 農林畜産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県から指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第3 食品中の放射性物質の基準値

1 食品の区分

特別な配慮が必要な「飲料水」・「乳児用食品」・「牛乳」は、区分を設け、それ以外の食品は「一般食品」として全体で4区分となった。

2 放射性セシウムの基準値

食品群	含まれる食品の範囲	基準値（単位：ベクレル／kg）
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・直接飲用する水 ・調理に使用する水 ・水との代替関係が強い飲用茶 	10

乳児用品	・健康増進法第26条第1項に基づく特別用途食品のうち 「乳幼児」の表示許可を受けたもの ・乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50
牛乳	・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳及び乳飲料	50
一般食品	・上記以外の食品	100

3 規制の対象外とする核種

半減期が短く、検出が認められない「放射性ヨウ素」、原発敷地内で天然の存在レベルと変化のない「ウラン」は、基準値は設定しない。

第10節 県外からの避難者受け入れ活動

第1 緊急的な一時受け入れ

- 1 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- 2 受け入れに当たっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。

第2 短期的な一時受け入れ

- 1 被災自治体から避難者受け入れの要請があった場合には、緊急的な一時受け入れに準じて市の施設で対応する。
- 2 市の施設で受け入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。

第3 中期的（6か月から2年程度）な一時受け入れ

- 1 避難者に対しては、市営住宅への受け入れを行う。また、私営住宅等の受け入れ情報について提供を行う。
- 2 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、2年間で限度に应急仮設住宅として提供する。

- 3 長期的に本市に居住する意向がある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

第4 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- 2 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。
- 3 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

第1節 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第2節 各種制限措置の解除

市及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

第3節 緊急時モニタリング（第2段階）の実施と公表

市及び県は、関係機関と協力して緊急時モニタリング（第2段階）を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

第4節 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

第5節 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安解消を図る。

第5章 核燃料物質輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中にかかる事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれがあるときを想定して、災害に備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお以下以外の項目については「第2章 災害予防計画」「第3章 災害応急対策計画」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1節 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常時通信資機材及び防災資機材を携行する。

- 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- 2 消火、延焼防止の措置
- 3 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者立ち入り禁止の措置
- 4 モニタリングの実施
- 5 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 6 核燃料物質による汚染の拡大の防止と除去
- 7 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- 8 その他放射線障害防止のための必要な措置

第2節 警察及び消防機関の対応

- 1 警察は、事故の通報を受けた際には、事故の状況に応じて、警察職員の安全を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な措置をとる。また、警察は県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

- 2 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要は体制を整備する。また、県、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。